

相続に係る審判事件の国際裁判管轄

1 中間試案（第1の10）の提案

- ① 裁判所は、相続に係る審判事件（注1）（注2）について、相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には日本国内に最後に住所を有していたとき（ただし、被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件にあっては、被相続人の死亡後に申立てをする場合（注3）を除き、被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には申立て前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）。）は、管轄権を有するものとする。

②（注4）

【甲案】

【甲A案】

裁判所は、相続に係る審判事件について、遺産に含まれる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。ただし、当該日本国内にある財産の価額が著しく低いときを除くものとする（注5）。

【甲B案】

裁判所は、相続財産の保存又は管理に関する処分、財産分離、相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分及び遺言執行者の選任の各審判事件について（注6）、遺産に含まれる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。（注7）

【乙案】

相続に係る審判事件について、遺産に含まれる財産の所在地に基づく国際裁判管轄に係る特段の規律は設けないものとする。

- ③ 当事者は、遺産の分割に関する審判事件（注8）について、合意により、日本の裁判所に遺産の分割に関する審判の申立てをすることができることを定めることができるものとする。（注9）
- ④ 裁判所は、①及び②の規律にかかわらず、推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件（注10）につ

いて、推定相続人の廃除の審判事件又はその取消しの審判事件が日本の裁判所に係属しているときに限り、管轄権を有するものとする。

(注1)「相続に係る審判事件」とは、相続の承認及び放棄に関する審判事件（相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長、相続財産の保存又は管理に関する処分、限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理、限定承認の申述の受理、限定承認の場合における鑑定人の選任、限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任及び相続の放棄の申述の受理）、遺産の分割に関する審判事件（遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分）等（家事事件手続法別表第一の86の項から110の項まで及び133の項並びに同法別表第二の11の項から14の項まで）をいい、外国法において上記各事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2)例えば④のように、相続に関する審判事件のうち特定の種類の事件について①の規律の対象から除外することについては、引き続き検討する。(注10)を参照のこと。

(注3)④推定相続人の廃除の審判事件（家事事件手続法別表第一の86の項。被相続人が請求する場合（民法第892条）と遺言が効力を生じた後に遺言執行者が請求する場合（民法第893条）とがある。）、⑥推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件（家事事件手続法別表第一の87の項。被相続人が請求する場合（民法第894条第1項）と遺言が効力を生じた後に遺言執行者が請求する場合（民法第894条第2項、第893条）とがある。）、⑦遺言の確認の審判事件（家事事件手続法別表第一の102の項。）及び⑧遺留分の放棄についての許可の審判事件（同法別表第一の110の項。相続の開始前の申立てに限られる（民法第1043条第1項参照。））は、いずれも、「被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件」に当たる。したがって、「被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件」を「被相続人の死亡後に申立てをする場合」としては、④推定相続人の廃除の審判事件について遺言が効力を生じた後に遺言執行者が申立てをする場合、⑥推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件について遺言が効力を生じた後に遺言執行者が申立てをする場合及び⑦遺言の確認の審判事件について被相続人の死亡後に申立てがされる場合を挙げることができる。

(注4)②については、相続に係る審判事件に含まれる事件のうち特定のものの国際裁判管轄に係る【甲B案】のような規律のほか、例えば、相続に係る審判事件のうち、遺産に含まれる財産の管理を内容とする特定の事件類型については、裁判所は遺産に含まれる財産が一定程度、日本国内に所在するときは管轄権を有するものとするなどの明文の規律を設けるものとしつつ、他の事件類型については、明文の規律を設けないものとするなど、【甲A案】、【甲B案】を組み合わせた規律とすることも、引き続き検討する。

(注5) ただし書については、日本の裁判所に管轄権が認められる場合を限定するため、事件と日本との間に管轄が認められるべき密接関連性があるということができればの財産が日本国内にあるときに限るものとするなど、その要件の在り方について、引き続き検討する。

(注6) 【甲B案】においては、その審判により又はその審判に続き、遺産に含まれる財産の管理や当該財産に係る鑑定人の選任等、当該財産の管理がされることが想定される事件類型を列挙しているが、列挙する事件の過不足については、引き続き検討する。

(注7) 【甲B案】は、当該規律により日本の裁判所に管轄権が認められ、申立ての全部又は一部を認容する審判がされた場合における当該審判について、その効力が日本国内にある財産に限られるか否かは、解釈に委ねることを前提としているが、この点については引き続き検討する。

(注8) 遺産の分割に関する審判事件とは、遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分の各審判事件をいい（家事事件手続法別表第二の12の項から14の項まで）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注9) 遺産の分割に関する審判事件について合意による管轄を認めるものとする場合、合意の主体、方式等の要件及び付加的要件の要否については、引き続き検討する。

(注10) 推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件とは、家事事件手続法別表第一の88の項の事項についての審判事件をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。具体的には、試案によると、被相続人が、その住所地である日本において推定相続人の廃除の審判の申立てをしたが、同審判事件の係属中に住所を外国へ変更し、外国で死亡した場合は、日本においてのみ、推定相続人の廃除の審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判をすることができる。

(10 についての後注) 相続に係る審判事件については、これに含まれる特定の種類の事件の国際裁判管轄につき、④のように、その事件については①及び②の規律の適用を排除し、別途、固有の管轄原因を認める規律ではなく、①及び②の規律の適用に加え、その事件に固有の管轄原因を付加して認めるものとする規律を設けることも考えられる。そのような規律の要否及び設ける場合の具体的内容につき、引き続き検討する（例えば、相続の放棄の申述の受理の審判事件（家事事件手続法別表第一の95の項。外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。）について、裁判所は相続人の住所地が日本国内にあるときも管轄権を有するものとする規律などを設けるべきか否か。）。

2 検討すべき論点

(1) 相続開始の時ににおける被相続人の住所地等を管轄原因とすることの適否 (試案①関係)

相続に係る審判事件について、裁判所は、相続開始の時ににおける被相続人の住所等が日本国内にあるときに管轄権を有するものとする試案①につき、部会、意見募集の結果の双方において、おおよそ異論はなかった(注)。

以上を踏まえ、被相続人の住所地等を基本的な管轄原因とすることについては、試案のとおりでよい。

(注) 部会においては、被相続人の居所と最後の住所との優先劣後については検討する必要がある旨の指摘もあった。

(2) 遺産に含まれる財産の所在地を管轄原因とすることの適否等 (試案②関係)

ア 規定を設けることの適否 (【甲案】及び【乙案】関係)

(イ) 部会においては、大別すると、何らかの規定を設けるべきであるとする意見 (【甲案】) と規定を設けることに反対する意見 (【乙案】) とがあった。

(イ) 【乙案】は、㊸通常、遺産に含まれる財産は、被相続人の相続開始の時ににおける住所地に所在することが多いと考えられ、試案①に加えて遺産に含まれる財産の所在地に管轄権を認める必要性に疑問があり得るとも考えられること、㊹遺産に含まれる個別の財産が日本国内にあるときに日本の裁判所に管轄権を認めるものとすることは、相続が被相続人の財産全ての承継を問題とするものであることとの整合性につき疑問があり得ることなどを理由とする。

しかし、上記㊸については、人の国際的な移動が珍しくはない現代社会においてそのまま妥当するのか疑問があり得るほか、遺産に含まれる財産が日本にある場合に、相続に係る審判事件と日本との間に、日本に管轄権を認めるべき関連性がないとまでいうのは困難であると考えられる。遺産に含まれる財産であって日本国内にあるものが僅少である場合については、財産所在地管轄を認めつつも、管轄原因としての財産や財産所在地を管轄原因とする事件の種類を、日本と事件との間に関連性があるということが出来るものに限定する内容の規定を設ける、あるいは、そのような規定を設けるのではなく、特別の事情

により申立てを却下する，といった方策により，具体的な妥当性は確保されるものと思われる。

また，上記⑩については，遺産に含まれる財産の一部が日本国内にあることに基づき日本の裁判所の管轄権を認めたからといって，相続が被相続人の財産全ての承継を問題とするものであることと整合しないままでいうことは困難であり，日本の裁判所がした審判の外国における効力については，外国における日本の審判の承認・執行の問題として捉えれば足り，被相続人の財産全体について審判をすることを否定するまでの必要はないものと考えられる。

(参考) EU相続規則第 10 条，ドイツ F a m F G 第 105 条・第 343 条第 3 項，オーストリア J N 第 106 条第 1 項第 1 号・第 2 号 a，b，c 等，相続関係事件につき，一定の場合に財産所在地管轄権を認める外国法制は存在する。部会資料 4－1 の別紙（相続関係事件の国際裁判管轄に関する外国等の法制）参照。

(ウ) 以上を踏まえ，【乙案】の採否について，意見募集の結果も踏まえ，どのように考えるか。

イ 【甲案】を採用する場合の具体的な規律の在り方

(7) 前提（【甲 A 案】，【甲 B 案】，（注 4），（注 6）及び（注 7）関係）

部会及び意見募集の結果においては，仮に，遺産に含まれる財産が日本にあるときは「相続に係る審判事件」について日本の裁判所に管轄権を認めることを否定しない場合（【甲案】参照），過剰管轄を避けるための方策として，管轄原因の要素となる財産に限定を加えるべきであるとする意見のほか，「相続に係る審判事件」に含まれる特定の類型の事件についてのみ，このような管轄を認めるべきであるとする意見（注）などがあった。

（注）部会においては，さらに，審判の効力が及ぶ範囲を当該財産に限るか否か，限る場合にそのことを明文をもって規律すべきか否か，の点において，意見が分かれたが，この問題は，実体法の解釈と密接に関わるところ，日本の相続法（民法）についての解釈が固まっているとはいえないことや，外国法制には様々な制度があり得ることに鑑みると，解釈に委ねるべきものと考えられる。

そこで，過剰管轄を避けるための方策としては，一定の事件類型を特定して，財産所在地管轄を認めることもあり得る（【甲 B 案】参照）。

しかし、外国法を準拠実体法とする申立てをも想定して、過不足なく事件類型を列挙することは直ちには困難であるとも考えられることのほか（注）、申立てに係る事件が財産所在地管轄が認められる事件に該当するか否かなど、申立てに係る実質的な審理に先立つ論点についての紛争を生じることとも考えられる。

（注）このことは、試案（注４）において言及した、【甲Ａ案】を、「相続に係る審判事件」に含まれる特定の類型の事件についてのみ採用すべきとする見解に対しても妥当する。

そこで、過剰管轄を避けるための方策としては、財産所在地の管轄権を認める事件類型は「相続に係る審判事件」とした上で、④管轄原因の要素となる財産に限定を加えて対応することや（【甲Ａ案】参照）、⑤そのような特別の規律を設けず、特別の事情による申立ての却下を否定しないことにより対応することが考えられる。なお、上記④及び⑤は、必ずしも排他的なものとする必要はない。

以上を踏まえ、「相続に係る審判事件」に含まれる特定の類型の事件についてのみ、遺産に含まれる財産が日本国内にあるときに、日本の裁判所の管轄権を認めるものとする規律を設けること（【甲Ｂ案】を含む。）について、どのように考えるか。

（イ）仮に「相続に係る審判事件」につき【甲Ａ案】の考え方を採用する場合の管轄原因の在り方（（注５）関係）

【甲Ａ案】の考え方を採用する場合、当該財産の価額自体が著しく低額であるか否かという絶対的な基準によるほかに、遺産全体の価額との比較において日本国内にある財産の価額が著しく低いか否かという相対的な基準によることも考えられる。この点について、部会においては、相続は一般に遺産に含まれる財産全体が問題となる場面であるから、日本国内にある財産の価額の多寡を基準とすることは適切ではないとする意見や、日本国内にある財産の価額が遺産に含まれる財産全体の価額に占める割合を基準とすることは、遺産に含まれる財産全体が明らかでない場合もあることから適切ではないとする意見などがあった。

【甲Ａ案】において原則として認めることとする財産所在地による管轄を、どのような場合に、例外的に認めないこととするか、につい

ては、遺産に含まれる日本国内にある財産が日本に管轄権を認めるに足りるものといえるかという観点から、具体的な事案に応じて判断することになるものと思われる。【甲A案】における「ただし、当該日本国内にある財産の価額が著しく低い場合を除く。」とは、上記判断がされる基準として提案したものである。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

(3) 遺産の分割に関する審判事件の国際裁判管轄（試案③関係）

ア 合意による管轄を認めることの是非

部会においては、遺産の分割に関する審判事件について、合意管轄を認めること自体には賛成する意見が多数であった。

遺産の分割は相続人間の協議によっても行うことが可能であり、遺産に係る権利義務は相続人が任意に処分をすることができる性質のものであることを踏まえると、基本的に、相続人間に日本で審判をする旨の合意があれば、日本の管轄権を認めることが考えられる。

この点について、意見募集の結果においては、試案①及び②の【甲案】を採用した場合に、なお、合意管轄を認めることに消極的な意見もあったが、どのように考えるか。

イ 合意による管轄を認めることとする場合の、合意の主体、方式等の要件及び付加的要件の要否（（注9）関係）

(7) 前提

財産権上の訴えに係る国際裁判管轄については、民事訴訟法第3条の7が、管轄権に関する合意について規定している。また、家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判事件の国内管轄については、家事事件手続法第66条が、合意管轄について規定している。

（参照条文）

○ 民事訴訟法

（管轄権に関する合意）

第三条の七 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつ

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

4 外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない。

5 将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 消費者契約の締結の時ににおいて消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。

二 消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が当該合意を援用したとき。

6 将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 労働契約の終了の時にされた合意であって、その時における労務の提供の地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨を定めたもの（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。

二 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。

○ 家事事件手続法

（合意管轄）

第六十六条 別表第二に掲げる事項についての審判事件は、この法律の他の規定により定める家庭裁判所のほか、当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

2 民事訴訟法第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(イ) 合意の主体

「遺産の分割に関する審判事件」は、外国法が準拠法となる場合も想定されるところ、外国法において、日本法（民法第 904 条の 2 及び第 907 条参照）とは異なり、共同相続人全員が当事者となることが要求されない制度が存在する可能性を否定することは困難である。

そこで、「遺産の分割に関する審判事件」につき合意による管轄が認められるためには、申立人及び申立人により相手方とされている共同相続人全員の合意があれば、これを認めてよいものと考えられる。この場合、仮に、日本に国際裁判管轄が認められるとしても、日本の手続法又は準拠法となる実体法によれば、共同相続人全員が当事者となることが裁判の要件となっていると解されるにもかかわらず、相手方として共同相続人の一部を欠いている場合は、当該要件を欠くことを理由として、その申立ては却下されることになる。

（参照条文）

○ 民法

（寄与分）

第九百四条の二 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

3 （略）

4 第二項の請求は、第九百七条第二項の規定による請求があった場合又は第九百十条に規定する場合にすることができる。

（遺産の分割の協議又は審判等）

第九百七条 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。

3 前項の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定め

て、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。

(ウ) 合意の時期

部会においては、管轄の合意がされた時期について、相続開始前の合意を有効なものと扱うかどうかについて、問題点の指摘があった。

この点について、財産権上の訴えに関する国際裁判管轄の合意については、特段、合意の時期に制限は設けられておらず、訴訟物である権利が発生したと原告が主張する時期よりも前にされた合意も、所定の方式を満たす限り有効であるものとされる。

遺産の分割に関する審判事件の国際裁判管轄の合意の時期について、上記と別異の考慮に基づき、制限を設ける必要があるか。

(イ) 方式

国際裁判管轄の合意は、当事者に与える影響が大きく、慎重にされる必要があることから、その方式として、書面によることを要求することが考えられる（財産権上の訴えについての国際裁判管轄の合意につき民事訴訟法第3条の7第2項、国内管轄につき民事訴訟法第11条第2項、家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判事件の国内管轄につき家事事件手続法第66条第2項参照。）。

また、合意が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。民事訴訟法第3条の7第3項参照。）による場合には、書面による場合と同程度に明確さや慎重さを確保できると考えられることから、合意が電磁的記録によりされたときは、書面によってされたものとみなすものとすることが考えられる（民事訴訟法第3条の7第3項及び第11条第3項参照。）。

（参考）民事訴訟法第3条の7第3項にいう「電磁的記録」とは、一定の記憶媒体上になされた情報の記録をいい、記録といえる程度の永続性を有することが必要であり、通信・処理中のデータは含まれない。また、「電子的方法」とは、電子の働きを利用した記録方式のことであり、半導体集積回路（ICメモリ）を使用した記録等が含まれ、「磁気的方式」とは、磁気の働きを利用した記録方式のことであり、磁気ディスク、テープを使用した記録等が含まれる。

これらの点について、どのように考えるか。

(オ) 内容

従前の部会においては、管轄の合意の内容について、法定管轄を排除する専属的な管轄を定めるもの（専属的合意管轄）を認めるか、合意による管轄を法定管轄に付加するもの（付加的合意管轄）に限られるか、という指摘があった。

この問題については、個別の規定による管轄の定めは、公益的後見的側面を有していることを考慮すれば、当事者の合意に当該管轄原因を排除する排他的な性格を認めることは相当ではないと考えることができる。

国際裁判管轄の合意の内容を付加的合意管轄に限ることについて、どのように考えるか。

（参考）なお、日本の管轄を排除する旨の合意を許容するものとする場合には、外国の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができないものとする民事訴訟法第3条の7第4項に相当する規定を設けることが考えられる。

(カ) 付加的要件

部会においては、合意による管轄を認めるために、例えば、申立人の住所が日本国内にあることなど、日本との関連性の徴表としての付加的な要件を課すべきではないかという指摘があった。

財産権上の訴えに係る国際裁判管轄における合意管轄においては、上記のような付加的な要件はない。

この点について、どのように考えるか。

(4) 特定の類型の事件につき固有の又は付加的な管轄原因を設けることの適否（試案④、（注2）及び（10）についての後注）関係）

ア 相続の放棄の申述の受理の審判事件

部会においては、例外的に日本国内のみ効力が及ぶ審判について財産所在地管轄を認めてよいとする立場から、相続の放棄は、相続全体に関わる事項であることから、試案①の規律に加え財産所在地管轄を認めることにつき、消極とする意見があった。

また、相続開始の時点における被相続人の住所が外国にあるときに、被相続人の債務を相続した日本に住所を有する相続人が、日本において

強制執行を受けることを避ける必要があるとして、相続人の保護又は相続放棄の便宜の観点から、相続人の住所地を管轄原因とすべきとする意見があり（注）、意見募集においても、同旨の意見があった。他方で、相続の放棄の申述の受理の審判事件の管轄が複数に分かれると、当該相続人や次順位の相続人にとり不利益を生じ得るとして、画一的な処理の必要性を指摘する意見や、相続人の住所地でされた相続の放棄の申述の受理の審判が他国において承認されない場合の法律関係の複雑化を指摘する意見もあった。

（注）相続の放棄の取消しの申述の受理の審判事件についても同様とすべきとする意見もあった。

以上を踏まえ、相続の放棄の申述の受理の審判事件について、相続人の住所地に管轄を認めることにつき、どのように考えるか（注）。

（注）仮に、相続の放棄の申述の受理の審判事件について、試案①及び②に付加して固有の管轄原因を設けることとする場合、上記事件の前段階に申立てがされ得る、相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の審判事件についても、同様に考えるべきか。

イ 遺言書の検認の審判事件

部会においては、遺言書の検認事件については、遺言書の所在地に国際裁判管轄を認めるべきであるとする意見があったほか、日本法における遺言書の検認は証拠保全的な性質のものであるところ、日本の裁判所は何らかの実体法的な効力を伴う遺言書の検認を取り扱うことはできないとして、日本の裁判所がすることのできる遺言書の検認が日本法上の遺言書の検認に限られることを明らかにする趣旨で、裁判所は日本法に規定する遺言書の検認の審判事件についてのみ管轄権を有する旨の規定を設けるべきであるとする意見もあった。

そのような固有の規定を設ける必要がある事案が頻繁に存在するのか、については、必ずしも明らかではない。また、単位事件類型となる「遺言書の検認の審判事件」は、家事事件手続法別表第1の103の項の事項に係る審判事件をいい、外国法において「当該事件に相当するもの」と解されるものを含む趣旨であると考えるのであれば、日本法における遺言書の検認の審判事件と性質の異なる何らかの実体法的な効力を伴う事件は含まれないと考えることができる。

これらを踏まえると、敢えて上記意見にあるような規定を設ける必要はないとも考えられるが、この点についてどのように考えるか。

ウ 推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件（試案④関係）

部会においては、推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件について、試案④の内容の規律とすることに特段異論はなかった。

意見募集の結果においては、上記審判事件の保全的性質に着目し、試案④に加え、推定相続人の廃除の審判事件又は取消しの審判事件を日本の裁判所に申し立てることができるときにも、日本の管轄権を認めるものとすべきである旨の意見があった。

この点について、どのように考えるか。

エ その他

部会においては、事務局から、前記アからウまでの各審判事件のほか、相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の審判事件、限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理の審判事件、限定承認の申述の受理の審判事件、遺言執行者の選任の審判事件、遺産に含まれる財産の管理や当該財産に係る鑑定人の選任等を内容とする事件（限定承認の場合における鑑定人の選任の審判事件、限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任の審判事件、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件、財産分離の場合における鑑定人の選任の審判事件、相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件、遺言執行者に対する報酬の付与の審判事件、遺言執行者の解任の審判事件及び遺言執行者の辞任の許可の審判事件）について、試案①及び②以外の管轄原因の規律を設けるか否かについて、論点として指摘した（部会資料4－1，8－3及び12－1参照）。

これに対し、限定承認の申述の受理の審判事件、限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の審判事件及び遺産に含まれる財産の管理や当該財産に係る鑑定人の選任等を内容とする事件については、事務局の提案に消極的な意見があり、これらのような規定を設けることなく、例外的に日本に管轄権を認めることが適切ではない場合に、特別の事情による申立ての却下により対応することが考えられる等の指摘があった（注）。

（注）このほかに、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件について、相続

に係る審判事件の一貫として考えることに疑問を呈する指摘もあった。

これらの点について、どのように考えるか。